

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2017.04 vol.

40

CONTENTS

●労働法コラム	均等法及び育介法の防止措置について②	弁護士 戸田晃輔
●事故コラム	「車両の損傷が軽微なので治療費の立替払いを今月で打ち切ります」	弁護士 黒崎裕樹
●刑事コラム	99.9%の有罪率と2件の無罪判決	弁護士 茂木佑介
●グレイス・ニュース	GW期間中の営業日のご案内/企業法務部・事故専門部からのお知らせ	
●法律Q&A	「改正個人情報保護法は、個人事業主や中小企業にも適用される?」	弁護士 大武英司

TOPICS ✪ 労働法コラム

第11回

均等法及び育介法の防止措置について② ～相談体制の整備について～

弁護士
戸田晃輔



1 はじめに

今月は、前回に引き続き雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「均等法」といいます）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育介法」といいます）の改正により新たに事業主に課された妊娠・出産・育児及び介護を理由とした休業等の取得を阻害するような言動等を防止する措置の一内容である「相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」（以下「相談対応体制」といいます）の具体的な内容をご紹介します。

2 厚生労働省の指針内容について

厚生労働省が定める指針では相談対応体制として、①相談への対応のための窓口をあらかじめ定めること、②相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること、また、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応すること、③その他のハラスメントの相談窓口と一体的に相談窓口を設置し、一元的に相談を受け付ける体制が望ましいことを挙げています。

3 相談体制の具体的な内容について

まず、①については、貴社の相談に対応する担当者を決めていくことが最低限必要となります。

次に、②については、担当者が相談を受けた場合に人事部と連携を図る仕組みを作ることやあらかじめ留意点等を記載したマニュアル等を作成し、これに基づいて相談に対応することが考えられます。

③については、マタハラだけでなく、パワハラやセクハラの相談窓口を統一することが必要となります。これは、マタハラやパワハラ等が同時に行われることが多く、事案の本質的な解決のためにはすべてを一元的に把握して対応する必要があると考えられるためです。

①と③については、実践が容易かと思います。しかし、②を実践するのは具体的にどのように話を聞けばよいのかなど、相談への対応に苦慮することが予想されます。そのため、次回は、相談の流れや聞き取りのポイントをご紹介できればと思います。

■ 事故コラム

第11回

「車両の損傷が軽微なので 治療費の立替払いを今月で打ち切ります」

弁護士
黒崎 裕樹



当事務所に御相談に来られる交通事故被害者の方で、一定割合、車両の損傷が軽微であることを理由に治療費支払いを打ち切られる方がいらっしゃいます。

保険会社の言い分は、車両の損傷が軽微なのに長期の治療が必要であるはずがない、ましてや後遺障害の対象となる症状は存在しない、というものです。

このような保険会社の言い分は、一面において正しく、一面において正しくないと言えます。

まず、当事務所で後遺障害認定申請をしたお客様の中で、車両の損傷が軽微だけれども後遺障害等級が認定された方が何名かいらっしゃいます。

しかし、割合で考えると、車両の損傷が軽微である場合と車両の損傷が大きい場合とでは、後者のほうが圧倒的に後遺障害等級が認定される確率が高いです。

そのため、事故日から何ヶ月で治療費支払いの打ち切りを宣告されたかによりますが、治療費支払いの打ち切りを宣告されたからと言って、打ち切り後は治療の必要が無いというわけではありませんし、車両の損傷が軽微だから必要な治療期間が短くなるというわけではありません。

では、車両の損傷が軽微だけれども、治療費支払いの打ち切り後も治療の必要がある場合というのはどのような場合でしょうか。

一つは、路面が非常に滑りやすい状態で後方車が前方車に追突するなど、加害車両の運動エネルギーがそのまま被害車両に伝わった結果、被害車両の車両の損傷が少なくて済んだ場合です。そもそも人体は車両と違って軟部組織で構成されていて容易に損傷されやすいため、このような場合には車両の損傷が乏しくても頸部痛や腰部痛といった症状は現れます。

もう一つは、被害車両が頑丈にできているため損傷が小さかった場合です。しかしこの場合には、被害車両が損傷しない分、加害車両が損傷しますので、保険会社の治療費打ち切りには容易に対抗できます。

最後に、車両だけでなく人体に対する衝撃もさほど大きくないが、もともと首や腰に加齢による変性所見があったために、痛みが誘発されたという場合があります。そもそも人は年齢を重ねるごとに（特に30歳を越えてくると）次第に椎間板の水分が失われていくため、何らかの外力が加わったときに痛みを誘発しやすくなります。このとき、事故後に生じた痛みは、事故による影響とも言えますし、年齢による影響とも言えます。このような事例であっても、症状によつては後遺障害等級の認定を得ることは不可能ではないですし、交渉によって相当な治療期間を保険会社に認めさせることも不可能ではありません。

しかし、裁判をしても厳しい判断になることもあります。

一つの判例に則れば、とある身体的特徴があったとしても、被害者がそれに応じて慎重な行動を取らなければならぬとか、その身体的特徴が疾患に当たらないような場合には、損害賠償額には影響ないと判断されています。しかし、むち打ちによる神経症状は他覚所見に表れない分、心因的な症状の可能性や詐病の可能性も全く否定することはできないため、裁判所は賠償金額を低く見積もりがちです。このとき、治療期間を短く判断したり、割合的に減額したりして調整するのです。

長くなりましたが、保険会社ではこのような事例の集積の元に、「車両の損傷が軽微なので治療費の立替払いを今月で打ち切ります」と言っているのです。

被害者側弁護士としては、保険会社の言い分が正しいか慎重に検討したうえで、徹底的に争うべきなのか早期解決を目指したほうがいいのかを適宜判断する必要があると言えるでしょう。

刑事コラム

特別回 99.9%の有罪率と2件の無罪判決

弁護士
茂木 佑介



多くの皆様方が新聞・テレビ等でご認識くださっているとおり、平成29年3月24日、鹿児島地裁加治木支部に係属中であった窃盗被告事件において無罪判決を獲得することができました。これだけでも大変センセーショナルな内容でしたが、実は、上記判決に遡ること2か月、平成29年1月26日にも鹿児島簡易裁判所に係属中であった自動車運転過失致死傷被告事件において無罪判決を獲得していました。

一般的に日本の刑事司法制度において、有罪率が99.9%ということを聞いたことがある方は多いのではないでしょうか。すなわち、ひとたび検察官に起訴をされてしまうと、99.9%は有罪となり、無罪になる確率は0.1%しかないということです。もちろん、有罪率99.9%の内、その殆どは事件の内容に争いがない「自白事件」と呼ばれるものですが、それを差し引いても、無罪判決を獲得することは容易ではありません。

このような状況にあるにもかかわらず、2か月間で無罪判決を2件獲得するという驚異的な結果がでたことを踏まえ、今回のコラムでは無罪判決の大まかな内容についてご紹介させていただきます。

1件目の自動車運転過失致死事件は、「被告人運転の二輪車が左折に備えて左側車線に車線変更をしようとしたところ、同左車線を進行中であった被害者運転の普通自動車に接近し（ただし非接触）、被害者が衝突を回避しようとしたところ運転操作を誤り、そのまま道路外の防護柵等に衝突して死亡した」という事案です。なお、本件の特殊事情として、被害者が制限速度を時速40kmから50km程度超過しているという事情がありました。

本件では、特に被告人が後方確認義務を果たしていたのが問題となったのですが、当職は、上記特殊事情があつたことを理由に、最高裁判例等を引用しながら「被告人の過失や因果関係が無い」旨の主張をしていました。

結果的に、裁判官は「被告人には過失が無い」という当職の主張を概ね認め、無罪判決が言い渡されました。

2件目の窃盗事件では、各メディアでもご紹介されていたとおり、窃盗行為そのものについては争いが無かったものの、当該被害品である発泡酒と、同発泡酒が搭載されていた軽トラックが捜査機関によって用意されたものでした。そこで、当職は、「本件自体が捜査機関によって作出された、いわば『おとり捜査』に該当し違法である」旨の主張をしていました。結果的に、裁判官は、本件捜査が「おとり捜査」の一類型である「なりすまし捜査」にあたり、違法であると認定するのみならず、同捜査がいわば「国家が犯罪を誘発し、捜査の公正を害する」として根幹となる証拠を排除し、無罪判決が言い渡されました。

1件目は、刑法的側面から問題となり、2件目は刑事訴訟法的側面から無罪になるか否かが大きく問題となりましたが、結果的に2件とも無罪が言い渡される形となり、当職としても感無量の想いです。当事務所では、今後も当職のみならず、各弁護士が積極的に刑事事件にも取り組んで参りますので、ご自身の問題のみならず、知人の方で刑事事件が問題となっている場合は、ご一報いただければ幸いです。

GW期間中の営業日のご案内

GW期間中は、曆通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。
営業日の営業時間は、通常通り、9:00~18:30です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

各専門部からのお知らせ /

セミナー開催のお知らせ



法人・事業主様向けセミナー

3回で全て分かる!! 完全無欠 労務セミナー 第1回

2017年1月改正!マタハラ防止が義務化!女性がいる職場必見。
改正育児・介護休業法への対応策

日時 5月25日(木) 16:00~18:00 会場 NCサンプラザ

講師 大武 英司 (当事務所弁護士) 参加費 10,000円(税込)

顧問先様は参加費無料 【特典】3回シリーズ一括のお申し込みで
30,000円(税込) → 20,000円(税込)

保険代理店様向けセミナー

個人情報保護セミナー

日時 5月30日(火) 16:00~18:00

会場 TKPガーデンシティ鹿児島中央 3階「種子島」

講師 高山 桂 (当事務所弁護士) 参加費 無料

お問合せ ☎ 099-822-0764 (セミナー担当 大里/加治屋)

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から
企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.01

Q 今年の5月30日に施行される改正個人情報保護法は、個人事業主や中小企業にも適用されるのでしょうか。

回答した弁護士



企業法務部

弁護士
大武 英司

**A 個人情報を1件でも保有している
全ての事業主様・中小企業様にも適用されます。**

個人情報保護法が大改正されました。改正法は、今年の5月30日に全面施行となります。

これまで、取り扱う個人情報の量が少ない事業者、具体的には、保有している個人情報の合計が過去半年以内に一度も5000件(5000人分)を超えたことがなければ、個人情報保護法の規制対象から外れていきました。ところが、この度の大改正によって、この制限が撤廃されました。そのため、およそ事業を営まれている全ての方が適用対象となります。

個人情報というと、顧客情報を想像される方が多いかと思いますが、従業員の情報も個人情報となります

で、仮に個人の顧客情報を保有していなかったとしても、従業員が1人でもいれば、その事業者には個人情報保護法の規制がかかることになります。もはやこれまで個人情報保護法とは無縁だった事業者にとっても他人事ではなくなりました。

同法にどのような規制があり、またどのような処分や罰則が事業者に科されるのかについては、当事務所主催のセミナー等により、随時情報を発信させていただきます。

「法律Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。info2@grace-law.jpまでご連絡ください。

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名 :

ご相談希望日 :

ご担当者名 :

ご相談内容 :

ご連絡先TEL :

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間 : 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

News Letter

vol. 40
2017.04



弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
http://gracelaw.jp/

鹿児島事務所
〒892-0828鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

東京事務所
〒106-0031東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784